

和議第137号 平成23年3月9日 原案可決  
高速道路の新たな料金割引に関する意見書(案)

2月16日に発表された「高速道路の当面の新たな料金割引について」において、これまでの休日上限1,000円を継続し、新たに平日上限2,000円を導入することなどが示された。この中で、昨年4月9日の発表では、上限料金について別料金としないとされていた大都市近郊区間が、今回、現行通り別料金とされたことは、基本的にこの区間を経由しなければ他府県に移動できない本県にとって、非常に不利な扱いとなっている。

また、阪神高速を通過しNEXCO区間を利用する場合、首都高速とは異なり、前後区間の上限料金の乗り継ぎが適用されない仕組みとなっており、阪神高速を利用する機会の多い本県にとって、このことも不利な扱いとなっている。

高速道路の料金施策は、例えば、無料化社会実験が実施されている地域とそうでない地域との間に、観光振興や物流効率化などで新たな格差が生じるなど、地域に与える影響が大きい施策である。

このため、新たな料金施策の導入にあたっては、地域間格差のは正や利用者の負担の公平という観点に加え、フェリーなどの交通機関への影響も含め適切な料金体系とともに、影響を受ける交通機関への対策を講じることが必要なことから、下記の事項について強く要望する。

記

1 他地域への移動で大都市近郊区間を通過せざるを得ない地域が不利にならないよう、上限料金は大都市近郊区間を別料金としないこと。

2 阪神高速をより有効に利用するため、通過利用の前後NEXCO区間に上限料金の乗り継ぎを適用すること。

3 阪神圏の利用しやすい新たな料金体系の検討については、本県など周辺自治体の意見を聞くこと。

4 本四間フェリーを利用した場合の上限料金の乗継特例の導入にあたっては、南海フェリー「和歌山徳島航路」も対象とすること。

5 イコールフッティング確保に必要なフェリー料金引き下げに係る運航補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月9日

様

和歌山県議会議長 谷 洋一  
(提出者)  
向井嘉久藏  
松本貞次  
雜賀光夫  
角田秀樹

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣(行政刷新)  
国家戦略担当大臣